

関係住民からの意見を聴く場に寄せられた ご意見に対する検討主体の考え方

小石原川ダム建設事業

本資料は、関係住民からの意見を聴く場に寄せられたご意見等に対する検討主体の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、寄せられたご意見について、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示しております。

平成24年10月

国土交通省 九州地方整備局
独立行政法人 水資源機構

関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（1 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
I. 目的別及び総合的な評価について		
I-1 洪水調節について	<ul style="list-style-type: none"> ・筑後川流域における九州北部豪雨の被害は、家屋や農地への浸水被害が相当な範囲で発生し、甚大なものであった。 ・平成24年7月3日、7月14日の洪水では、避難勧告は出たが大した被害は出ておらず、小石原川の氾濫の危険性はほとんどない。 ・九州北部豪雨では、幸いにして大した被害はなかったが、牛木付近はあと20cmくらいで住宅の方に流れ込むような危険な状況であった。 ・筑後川中下流域住民の生命、身体、財産を守るためには、頑丈で強い貯留施設のダム建設が必要不可欠である。 ・ダムからの放流等によって、下流で氾濫が起こる危険性があり、ダムがあれば洪水が防げるというのは幻想である。 ・江川ダムの直下流では災害が発生しており、一刻も早く洪水調節ができる小石原川ダムを建設し、安心して暮らせる町となるよう強く願う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「2.3.1 治水の現状と課題(2)頻繁に発生する洪水」に記載しているように、小石原川では、平成22年、平成24年と大きな洪水が連続して発生しています。 ・現在の小石原川は、目標とする流量を安全に流下できない状況であり、早急な治水対策が必要であると考えています。 ・今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。

関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（2 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
I. 目的別及び総合的な評価について（続き）		
I-2 新規利水について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後川の水は、久留米市のみならず福岡市や佐賀県でも利用されており、自由に使える水は少なく、今でも2年に1度くらいの頻度で取水制限がある。 ・ 筑後川流域の下流は、水に金気（かなげ）があるため、非常に苦労しており、上水道に水を求めている。 ・ 地下水には地盤沈下や水質面の問題があり、特にヒ素関係で生活用水としての利用が心配される。一方、水道水は徹底した水質管理のおかげで安心して飲める水である。 ・ 福岡県全体の水道施設の能力に余りがあり、福岡県南地区や朝倉市でも現状で水余りである。需要が横這いの中、大山ダム・小石原川ダムができて、水余りとなり小石原川ダムの利水は必要ない。 ・ 佐賀県は水は要らないし、福岡地区にとっても小石原川ダムは不要ではないか。 ・ 水が余っているという意見があるが、今の異常気象の中、未来永劫、本当に水が余るのか疑問である。 ・ 地方公共団体は反対していない。県南地区は上水道が25%しかできておらず、ダムが必要である。 ・ うきは市民の声は、その殆どが合所ダムの水を使えば良く、小石原川ダムの水はいらないと思っている。 ・ ダム以外の水源開発の代替案を検討されたうえで、小石原川ダム案が有利であるとの取りまとめに賛同する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後川流域における利水に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「2.3.2 利水の現状と課題」の(1)広域的かつ高度な水利用、(2)福岡県南地域の水道用水、(3)頻発する取水制限、(4)地下水採取による地盤沈下にお示ししているとおりです。 ・ 水需給に対しましては、検証要領細目に基づき、各利水者に確認を行った結果、「4.3.1 ダム事業参画継続の意志・必要な開発量の確認」にお示ししているとおり、各利水参画者からは参加継続の意思及び必要な開発量(0.65m³/s)に変わりがないとの回答を得ています。 ・ また、「4.3.2 水需要の確認」にお示ししているとおり、必要量の算出が妥当に行われているかについて検証主体として確認を行い、各利水者の必要量が適切に算出されていること、計画目標年次（平成32年度）における需要量と水源量は、概ね均衡したものとなっていることを確認しました。 ・ 「4.3.6 利水参画者等への意見聴取」の表4.3-18にお示ししているとおり、合所ダムの利水容量の買い上げに対し、関係河川利用者等に意見を聴いたところ「受益農家の了解を得られるものではなく容認できない」「貴重な水源の1つを失うこととなり応じられない」との回答がなされています。 ・ 今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。

関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（3／5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
I. 目的別及び総合的な評価について（続き）		
I-3 流水の正常な機能の維持について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利水対策と流水の正常な機能の維持対策は、一体的なものである。 ・ 筑後川は一週間雨が降らなければ水無し川になる。安心して使える水を確保するにはダム以外ない。 ・ 現在の筑後川の状況は昔と比較して、豪雨あるいは渇水と流況が非常に不安定になってきていると感じる。 ・ 非ノリ期は不特定用水が確保されておらず、干天が続けば河川水が激減して、2年に1回程度渇水調整を開いている。営農者としては、小石原川ダムに確保される不特定用水に大いに期待をしている。 ・ 近年の小雨傾向により代掻き・田植えが出来ない時期があった。安心して安全な農業用水を確保するために、小石原川ダムを建設し、不特定用水を確保してほしい。 ・ 筑後川の流況の安定を図り、後生の人々が安心した生活を営むことが出来るよう早期の小石原川ダムの建設を支持したい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後川における流水の正常な機能の維持に関する現状や課題に係る検討主体としての認識は、「2.3.3 流水の正常な機能の維持に係る現状と課題」にお示ししているとおりです。筑後川においては、急激に増大する水需要に対処すべく、都市用水等の開発を流水の正常な機能の維持に優先してきた歴史的な経緯があること、農業用水においても取水制限が頻発する状況が見受けられていることから、既得水利も含めた流水の正常な機能の維持のための用水確保が急務であると考えています。 ・ 今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。
I-4 総合的な評価について	<ul style="list-style-type: none"> ・ この約30年、小石原川ダムに翻弄されて来た。簡単に賛成、反対と言う前に水の恩恵という先人からの尊い遺産を後世にいかにも有効に活用し、役立てていくべきかを考え、地元住民の切なる心情をご理解頂き、一刻も早く小石原川ダムを完成させることを強くお願いする。 ・ 水没者は先祖伝来の土地、地域の伝統、文化等を捨てて移転した。小石原川ダムが中止となれば、何のために、生まれ育った土地を捨ててきたのかと、本当に悲しい思いでいっぱいになる。水没者の気持ちを十分理解し、ダム建設に進むよう努力してほしい。 ・ 地域の長年の苦勞と協力を考えれば、代替案は受け入れがたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたいと考えています。

関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（4 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
II. 評価軸について		
II-1 コストについて	<ul style="list-style-type: none"> ・代替案は膨大な経費と多くの時間がかかる。早急に小石原川ダムを造ってもらいたい。 ・財政危機という日本全体からの視点で見れば、大変な無駄使いであると思う。 ・小石原川ダムの事業費は2,360億円と言われているが、完成時の総額は3,300億円に増えると試算されており、今の財政危機の中では大変なことである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コストについては、検証要領細目に基づき、「完成までに要する費用」、「維持管理に要する費用」、「その他費用（ダム中止に伴って発生する費用等）」について評価を実施しています。 ・小石原川ダムの総事業費は「3.1.6 建設に要する費用」にお示ししているとおりです。また、検証要領細目に基づき、事業費の点検を行った結果、「4.1.1 総事業費及び工期」にお示ししているとおりです。
II-2 地域社会への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・水没者は、苦渋の選択で移転をし、生活の制約を受けて三十有余年過ごしてきた。未だ生活再建が完全には整っておらず、町のにぎわい等もなくなりつつある。この問題は、ダムを造らなければ解決しない。 ・3年前にダムが検証対象となり、政治家、国、県の思惑で水没者が右往左往する時代が今も続いている。 ・水特事業が行われない場合、その補償を誰がしてくれるのか。 ・小石原川ダムと地域整備計画は、切り離すことはできない。地元住民がどれだけの時間と努力を割いたか分かってもらいたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の小石原川ダムの検証は、国土交通大臣から九州地方整備局及び水資源機構に対して、ダム事業の検証に係る検討を行うよう指示されるとともに、検討の手順や手法を定めた検証要領細目が通知され、これらに基づき、予断を持たずに検討を行っています。 ・なお、小石原川ダム建設事業のこれまでの経緯も踏まえ、出来るだけ速やかに対応方針(案)をとりまとめたかと考えています。
II-3 環境への影響について	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定用水は下流域の動植物を維持するためとの説明であるが、ダム建設で多数の動植物が抹殺される。 ・ダムに水没する植物によってメタンガスが発生し、水質悪化や地球温暖化が加速する。 ・ダム湖内の水温には、通常流れている川と大きく違う部分があり、ダムの下の方から流した場合には、水温が低い水が流れて、下流の魚介類は死ぬ。 ・地球環境のメカニズムが分かっていない中で、色々変更したら、スイゼンジノリは大変なことになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小石原川ダム建設事業は、環境影響評価法に基づく環境影響評価を実施しており、ダム建設に伴う環境への影響は、環境保全措置の実施によりできる限り回避・低減されると考えています。なお、「筑後川水系小石原川ダム 環境影響評価書」の概要について、【小石原川ダム建設事業の検証に係る検討 環境影響評価の概要】としてとりまとめ「小石原川ダム建設事業の検証にかかる検討報告書」とともにホームページ等に公表することとしており、その中で、ご指摘があった環境影響の予測・評価結果、環境保全措置の内容について記載することとしています。 ・スイゼンジノリは佐田川の支川黄金川で生育しており、環境影響評価の準備書及び評価書において、「(略)黄金川が本事業により水質、水量に係る影響を受ける地域に該当することは考えにくく(略)」とお示しています。

関係住民からの意見を聞く場に寄せられたご意見と検討主体の考え方（5 / 5）

ご意見を踏まえた論点	論点に対応するご意見の例	検討主体の考え方
Ⅲ. その他		
Ⅲ-1 その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 筑後川から取水をする計画は、高低差が200数十メートル、距離が十数キロメートルもあり、極めて非常識である。 ・ 小石原川ダムだけ進めるのではなく、ダム群連携事業と一体的な整備をお願いしたい。 ・ 洪水を過大に見積もって色々な計算をしても全く意味がなく、数字そのものが全く信用できない。 ・ 検討の場は、建設推進の市町村長ばかりであり、賛成、反対の意見を戦わせて結論を出さないと公平ではない。公募をするなど、有識者、地域の人達に参加してもらって検討するべきである。 ・ 検討の場の開催案内や検証報告書（素案）の公表方法が不十分である。このような閉鎖的なやり方は問題である。 ・ 住民意見の発表時間が足りない。 ・ 意見を述べる機会が設けられたことに感謝する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小石原川ダム建設事業は、ダムを建設するとともに、隣接する佐田川から江川ダム貯水池へ導水路を建設することによって、既設江川ダム、寺内ダム及び小石原川ダムの総合的な運用を可能とする事業です。 ・ ダム群連携事業については、「筑後川水系ダム群連携事業の関係地方公共団体からなる検討の場」が設置されており、予断を持たずに検討を行っています。 ・ 検証要領細目に基づき、雨量及び流量データの点検を実施しています。点検結果については、九州地方整備局及び水資源機構のホームページに公表しています。 ・ 今回の検証では、検証要領細目に基づき、福岡県と佐賀県並びに小石原川流域及び氾濫域の全5市町村を構成員とする検討の場を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進めてきています。 ・ 検討の場を開催する前や関係住民からの意見を聴く場を開催する前などには、その進め方等を含めて開催案内を記者発表するとともに、検討主体（国土交通省九州地方整備局及び水資源機構）のホームページに掲載し、広くお知らせしております。また、検討の場は公開で実施するとともに、資料は検討主体のホームページに掲載しています。 ・ なお、検証に係る検討に当たっては、透明性の確保を図り、地域の意向を十分に反映するための措置を取ることが重要と考えており、パブリックコメントの実施及び関係住民からの意見を聴く場の開催により、広くご意見を募集しました。